



複合差別に関する議論をするDPI女性障害者ネットワークのメンバー（提供 同ネットワーク）

障害女性が抱える困難

35%が性的被害 「複合差別実態調査」報告

● 佐々木貞子

障がい者差別と女性差別。障がい女性は「複合差別」を受けているが、公にされてこなかった。障がい女性当事者を中心に国内外の課題に取り組み「DPI女性障害者ネットワーク」は、3月に複合差別の実態調査報告書を出した。同ネットワークの佐々木貞子さんの報告。

障 害者差別も女性への差別も、根強く現存しているこの社会の中で、障害女性は重複した差別を受けている。問題は錯綜し、解決も容易ではない。

国連で採択された「障害者権利条約」はこの認識に立ち、第6条に「障害のある女性」の項目を設けた。日本では障害女性のこうした困難について社会的認識は低く、障害者施策からも女性施策からも「ほれ、長年放置されてきた。私たちは内閣府の「障がい者制度改革推進会議」で検討されている法制度に、障害女性の施策が盛り込まれるよう意見を出す等々、働きかけを行ってきた。

女性の困難を可視化

しかし「障がい者制度改革の推進のための第二次意見」では、障害女性について言及し、女性の項が盛り込まれたものの、昨年8月成立した改正障害者基本法では「性別」の文字がわずかに記されるのみで、具体的な施策にはつながらなかった。

これまでの公的な障害者統計には男女別の集計データがほとんど存在せず、支

援の場での事例も守秘義務の中、明るみに出ることばなかった。

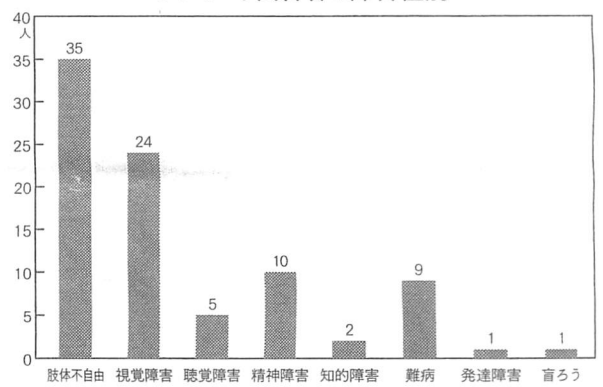
そこで私たちは昨年、障害女性の困難を可視化しようというアンケートと聞き取りによる実態調査を行った。並行して47都道府県の男女共同参画基本計画とDV防止基本計画の中で、障害女性を対象とする施策を検証する制度調査を行った。

これらを基に、今年3月「障害のある女性の生活の困難・複合差別実態調査報告書」を発行した。

35%が性的被害に

実態調査は「障害があり、女性であるために生きにくい」と感じたことについて自由で答えるもので、全国から87人の障害女性の生の声が集まった（グラフ参

アンケート回答者の障害種別



視覚障害 24人のうち1人は、(視覚障害 精神障害)と記載
精神障害 10人のうち1人は、(精神障害 知的障害)と記載
難病 9人のうち5人は、(難病 肢体不自由)と記載

照。

回答の中で一番多かったのが性的被害で、回答者の35%が、なんらかの被害経験を受けていた。

職場の上司から、家庭で親族から、学校や施設の職員から、街で見知らぬ人からと、状況はさまざまだが、立場の弱さや障害のため、拒否しにくい、逃げにくいことに付け込まれる傾向があった。障害種別にかかわらず、介助時、必要以上の身体接触が不快と訴える声も多かった。また、本人が同性介助を懇願しても、職員の都合により、排

せや入浴介助を男性が行い、それが日常になっているという事実にも出合った。

さらに、「月経の介助を省くため、子宮摘出を勧められた」「不良な子孫の出生を防止するための優生保護法のもと、子どものころに不妊手術を受けさせられた」という人もいた。

最近でも「障害児が生まれるのでは?」「子どもが育てられるのか?」という理由で、医師や親族から堕胎を勧められたという経験があった人もいた。

資源も活用しにくい

男女の性別役割分業は、障害があろうが付きまとう。「家事をやることを当然視され、できないとすべて障害のせいとされた」「つらくても家事を強いられる」という声もあった。

また調査では、障害のある女性(男性)の「男女共同参画」に関わる課題やDVなど「暴力被害」についての状況把握が、不十分なことも明らかになった。

加えてDVシエルターを含む一般の保護施設の物理面や情報面のバリアーの解消は進んでいない。高齢者や障害者の一時保護には、通常の福祉施設を活用するという傾向が、整備の遅れを助長している。福祉施設はDV被害者に対応したセキュリティーはなく、被害者の安全は担保されない。

さらに障害女性は、親族や配偶者に依存せざるを得ない経済的立場の弱さに加え、自身の障害を補い、社会生活をいとなむための支援が貧弱で、教育、就労、介助、情報、子育て、住宅、医療などへのアクセスが遅れ、すでにある資源も活用しにくい。

このような現実を変えるためには、障害女性特有の困難を解決するための法や施策の整備が不可欠だ。

差別禁止法に向けて

現在世界40カ国以上に、障害者差別を禁止する法律があり、日本でもその検討が進められている。

5月には、障害者差別禁止法の成立を検討している「障がい者制度改革推進会議」の差別禁止部会で、障害女性の課題が取り上げられ、私たちが発言の機会を得、法案に「女性および性と生殖」の項が明記されるよう訴えた。6月13日には衆議院議員会館で調査の報告会を実施し、私たちの予想を上回る多くの議員や市民の参加があった。日本の障害者差別禁止法に、今後、障害女性の課題が位置づけられるかどうか、その議論に注目いただきたい。

障害女性は、単なる保護を求めているわけではない。本来持っている力を削がれ、貶められている現実を変え、他者との当たり前の平等を願っているのだ。

*調査報告書の申込み DPI 女性障害者ネットワーク
dpiwomen@gmail.com
TEL 03(5288)3730 D
P1日本会議

回答者の年齢層

